

お宅の住宅用火災警報器大丈夫?

- ◇定期的に作動するか点検しましょう
一ヶ月に一度を目安に作業点検をしましょう。
点検は、居住者自ら行ってください。
- ◇点検方法
本体のボタンを押すものやひもを引くことで点検できるもの等機種によって異なります。取扱説明書を確認しましょう。
- ◇警報器の交換時期について
本体の交換期限は機種によって異なりますが、おおむね10年が目安です。本体に表示された交換期限や機能異常を示す音や表示がされた場合は交換してください。(機種により電池交換で済む場合があります。)



警報器が鳴ったらどうすればいい!?

警報音の出ている場所を火災かどうか確認してください!!

- 【火災のとき】** 大声で火事であることを知らせます。火元を確認して、119番通報や可能なら初期消火を行ってください。
- 【火災ではないとき】** タバコや調理中の湯気、煙の出る殺虫剤などを使用すると警報が鳴ることがあります。対処法として、室内の換気をして煙などを外へ排出し、警報音を止めましょう。(ボタンを押すか、ひもを引くと一般的に止まります。)
- 【電池切れのとき】** 短い音でピッ、ピッと一定の間隔で鳴る場合、電池切れの注意音です。(メーカーにより異なりますので必ず説明書を確認してください。)

■問い合わせ 諏訪広域消防本部 予防課 電話21-1190 下諏訪消防署 電話28-0119

30歳のみなさん、歯科健診は受けましたか?

今年度中に20歳になる方を対象に、「^{はたち}二十歳の歯科健診」を行っています。

下諏訪町・岡谷市内の歯科医院で受けられます。パノラマレントゲン撮影により、まだ生えていない「親知らず」の状態がわかったり、前歯のクリーニングもできたりと、とってもお得な歯科健診です!

これから長い間使っていく歯とお口の健康を守るために、是非受診しましょう!

【受診期間】平成27年8月1日～28年3月末日まで
【実施場所】岡谷市内・下諏訪町内の歯科医院

- *対象者には事前に通知を送付してあります。詳細はお手元の通知で確認のうえ、受診してください。
- *3月は予約が取りにくい場合もありますので、早めの受診をお勧めします。



■問い合わせ
下諏訪町保健センター
電話27-8384

今年度町の大腸検診を受けられなかった方へ

未使用容器返却のお願い

今年、町の大腸検診の通知を申し込んでいて、大腸検診を受けられなかった方は、通知に同封されていた「容器」を未開封のまま返却してください。

未使用の容器は再利用できるため、健診事業者にすべて返却します。返却できない容器については、町負担で容器代を支払うこととなりますので、ご協力をお願いします。

【返却期限】平成27年12月25日(金)まで
【返却先】保健センターまたは役場1階総合窓口(窓口に回収箱を設置してあります。)

■問い合わせ 保健センター 電話27-8384

「第32回みんなのがん教室」開催のお知らせ

日 時：平成27年12月4日(金)
午後3時～午後4時30分
場 所：諏訪赤十字病院2階 研修センター
テーマ：「婦人科のがん」
講 師：諏訪赤十字病院 産婦人科 高木靖先生
参加費：無料(申込み不要)

■問い合わせ
諏訪赤十字病院 がん支援センター
電話57-7502

新しい選挙管理委員・補充員の皆さんが決まりました

任期満了に伴う新しい選挙管理委員及び補充員の皆さんが、町議会10月臨時会で選挙により選任されましたので、ご紹介します。任期は、平成27年10月27日から4年間です。

新委員の紹介 ～よろしくお祈りします～



委員長 小口 俊吉さん
(小湯の上1部)



職務代理 野黒 信重さん
(東山田第2)



委員 吉沢 さよ子さん
(東町中1)



委員 阿部 浩さん
(大社通)



補充員 関 久明さん
(星が丘第1)



補充員 宮下 雅子さん
(社東町第1)



補充員 山田 松美さん
(武居北)



補充員 小口 浩昭さん
(西高木)

身近な生活道路の除雪にご協力を!!

降雪期を迎えるにあたり、国道20号は国が、国道142号と県道は県が除雪します。

町道は、積雪15cm以上の場合に幹線道路を中心に除雪を行います。町民の皆さんにはそれ以外の生活道路、住宅の出入口の除雪にご協力ください。

●除雪時にご注意ください●

- ・道路に雪を出さないでください。
- ・水路、側溝に雪を捨てないでください。
- ・除雪の妨げとなる駐車はしないでください。
- ・雪を捨てる場合は、必ず町指定の雪置き場をお願いします。

町指定雪置き場



■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 建設管理係
電話27-1111 (内線241)

下諏訪町移住定住促進改修事業補助金

下諏訪町に移住される方にご紹介します!

- ◆補助の対象となる方
下諏訪町に移住するために、町内の住宅を買って、引き続き下諏訪町にお住まいになる方
・下諏訪町に移住をする方、又は下諏訪町に移住してから、5年を経過していない方
・5年以上下諏訪町に定住する思いがある方
・町内会に加入する方
・下諏訪町に移住する前に、5年以上町外にお住まいだった方

以上のすべての要件を満たした方が対象です。

- ◆補助の対象となる事業
移住のために買った住宅のリフォームなどの改修工事費

補助金は工事費の1/2、限度額50万円!

中学生以下の子ども1人につき、10万円加算!!

※改修工事は、平成28年3月25日までに完了することが条件です。

■移住相談窓口 下諏訪町 総務課 企画係
電話27-1111 (内線258)
E-mail kyoudou@town.shimosuwa.lg.jp